

貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 Q & A 集

NO.	製造	供給	項目	Q：質問	A：回答	参考資料	メモ
1	○		届出の必要性	当社の製品は届出をする必要 がありますか？	※介護保険貸与に係る用具を取り扱われていますか？ ①T A I S登録はされていますか？ ②未登録の用具のうち、サービス提供又は請求実績の「いずれか ある」場合には届出が必要です。 この場合、手引きのP 1 及び2に記載している※1や※2の書類 等の添付とデータ入力が必要となります。（書類は貸与事業者の 協力が必要です。） 貸与事業者からの要請に応じて、届出をお願いします。	フロー図 手引きP 1、2 厚労省の文書	
2	○		届出の必要性	当社では既に用具の製造や販 売を行っていません。届出は どうしたら良いのでしょうか？	①いつまで製造販売されてい ましたか？ ②貸与事業者において、サー ビス提供又は請求実績の「い ずれかある」場合には届出を していただく必要がございます。 貸与事業者からの要請に 応じて、届出をお願いします。 ※状況に応じて、当該リス トを確認すること。	当該リスト 当該リストには、 「現在T A I Sを 削除している用具 のうち、平成29 年6月利用分にお ける介護給付費の 請求実績がある用 具」をメーカー毎 に掲載しておりま す。	
3	○		届出の必要性	当社の製品が貸与されてい るか不明なのですが、届出はど のように対応すれば良いので しょうか？	①T A I S登録はされていますか？ ②未登録の用具のうち、サー ビス提供又は請求実績の「い ずれかある」場合には届出が 必要です。 製品を販売した貸与事業者 からの要請に応じて、届出を 行ってください。	厚労省の文書	
4	○		届出の必要性	過去、T A I S登録していた 用具について、今回、届出す 必要はあるのでしょうか？	現在T A I Sを削除している 用具のうち、平成29年6月 利用分における介護給付費 の請求実績がある用具は届 出不要です。 当該リストで確認すること。 当該リストに掲載されてい ない用具で、貸与事業者から サービス提供又は請求実績の 「いずれかある」との申出が あった場合には、その要請 に応じ、ご協力をお願いします。 (T A I Sコード又は届出 コードのいずれかの記載が、 11月請求分から義務化さ れます。)	当該リスト 厚労省の文書	
5	○		届出の必要性	「現在T A I Sを削除してい る用具のうち、平成29年6 月利用分における介護給付 費の請求実績がある用具に ついては、本年度に限り、届 出を不要とします」と記載さ れていますが、来年度以降は どうなるのでしょうか？	今回の届出に係る事務手続 につきましては、本年度の「 (厚生労働省)老人保健健康 増進等事業」から補助を受け て行っております。 今般の措置は、現場の混乱と メーカー等の負担が著しく過 大になることを懸念し行った ものです。今回、公表される リストが、今後どのような形 で更新されるか現時点では不 明であり、その取扱いも現在 のところ分らない状況です。 (今後、協会では廃盤になっ た用具のDB化等も検討する こととしています。)		

貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 Q & A 集

NO.	製造	供給	項目	Q : 質問	A : 回答	参考資料	メモ
6	○		届出の必要性	既にTAISから削除していますが、今回、届出をしない場合、どのようになるのでしょうか？	(25日付)厚労省発出の文書にもありますように、この届出システムは貸与価格の見える化(平均価格・上限価格の公表)を推進するためのものです。 TAISコードを有していない商品に係る取扱いにつきましては、平成29年9月30日までにTAISコード又は福祉用具届出コードのいずれかを取得いただくことが必要となります。但し、現在TAISを削除している用具であっても、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績がある用具は届出が不要です。該当するか否かは当該リストから確認してください。	厚労省の文書 当該リスト	
7	○	○	添付書類	見本例で示された「様式第二」のとおり印刷できないのですが、どうしたら良いのでしょうか？ また、添付書類は必ず必要なのでしょうか？	請求実績が確認できる証拠書類の添付は必須です。別様式でも構いませんので、求められている項目を、1届出(用具)毎に確認できる書類をお手数ですが必ず添付してください。 なお、証拠書類を取得するためには、現にサービス提供や請求行為を行っている貸与事業者(1か所)による協力が必要となります。当該製品を販売し、サービス提供等を行っている貸与事業者に協力を要請してください。 参考)厚労省の文書 「…また、福祉用具貸与事業者においては、福祉用具届出コードの取得に関する手続が適切に行われるよう、福祉用具の製造事業者又は輸入事業者に対し、その求めに応じて介護給付費の請求実績が確認できる書類を提供いただく…」と記載されています。	手引き(P1、2) 厚労省の文書	
8	○		届出の期間	9月末となっていますが、延長はされないのでしょうか？	厚労省が発出した文書等に記載されている通り、9月末となります。(それ以降、本システムは利用不可となります。) 但し、サービス提供のみで届出した場合、平成29年11月末まで請求実績を入力することが可能です。	請求実績の後日入力について 手引き(P17)	
9	○		新製品の取扱い	近日、発売予定の用具を届出することはできるのでしょうか？	この届出システムは貸与価格の見える化(平均価格・上限価格の公表)を推進するためのものです。発売前の製品や、サービス提供・請求実績がいずれもない用具を届出することはできません。 ※新製品の登録はTAISへお願いします	手引き(届出を行う者の要件) フロー図	
10	○		新製品の取扱い	10月以降に新発売される用具の届出はどうしたら良いのでしょうか？	10月貸与分(11月請求分)から、TAISコード又は届出コードのいずれかの記載が義務化されることを念頭においた情報収集であることにご理解ください。 なおTAIS登録は現行通りです。(毎月20日書類必着、翌月1日UPとなります。)	厚労省の文書	
11	○		TAIS登録	これを機にTAIS登録をしたいのですが……	9月に限り、30日まで登録申請を受理します。公表リストを作成する関係上、締切は厳守となりますのでご注意ください。	登録方法や提出書類は協会HP	

貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 Q & A 集

NO.	製造	供給	項目	Q : 質問	A : 回答	参考資料	メモ
12	○		TAIS登録	これを機にT A I S を削除したい	現在T A I S 登録されている用具は、来年3月31日まで掲載可能ですが、それでも直ぐに削除されますでしょうか？ ※削除する場合、お手数ですがF A Xにて該当する用具をご連絡ください。	TAIS情報登録の手引き (P5参照)	
13	○		TAIS登録	上記の場合、今回届出する必要はありますか？ また公表リストには掲載されますか？	基本的には届出をしてください。 T A I S を削除した用具の取扱いについて リストへの掲載は、基本的に、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績に基づき、判断されることになると思いますが、現時点で事務局が当該用具の給付実績の有無を確認することはできません。このため、基本的には届出していただくことを推奨します。		
14		○	メーカー不明	貸与している用具のメーカーが分かりません	仕入先等に問合せメーカーを確認・特定してください。 なお、現在T A I S を削除している用具のうち、平成29年6月利用分における介護給付費の請求実績がある用具については、本年度に限り、届出不要としています。当該リストは協会HPに掲載します。	当該リスト	
15	○	○	公表リスト	リストはいつどのような形で公表されるのでしょうか？	9月末のT A I S コード及び届出コード等の状況を踏まえ、公表リストが作成されるものと思われます。 (25日付)厚生労働省の文書では、「後日とりまとめの上、公表する」となされているところであり、現時点において、正確に期日は不明です。 また、通知やインターネットなど、どのような方法で公表されるかにつきましても、現時点ではわかりません。	厚労省の文書	
16	○	○	公表リスト	リストを更新する時期は定められているのでしょうか？	事務局ではわかりません。 今後、厚労省にて決定されることと思われます。		
17	○		TAIS登録の締切期限	T A I S 登録の期限について教えてください。	T A I S は毎月20日までに書類提出されたものについて不備等がなければ、翌月1日に(協会HPにて)公開しています。 9月に限り、届出期日と合わせ9月30日とさせていただきます。従って、10月の情報公開が少し遅れることをご承ください。		
18		○	その他	届出システムへの用具の届出、入力事務を貸与事業者等に行わせても良いでしょうか？	届出手続きは、基本的に、福祉用具製造・輸入事業者が行ってください。 ※貸与事業者から届出された情報は、無効となりますのでご注意ください。 貸与事業者は添付書類の提出について、メーカーからの依頼に対して協力してください。	手引き フロー図 厚労省の文書	

貸与価格の見える化を推進するための「福祉用具届出システム」 Q & A 集

NO.	製造	供給	項目	Q : 質問	A : 回答	参考資料	メモ
19		○	その他	届出はメーカーが行うより、貸与している事業者が行うべきではありませんか。その方が合理的だと思いますが・・・	約7000ヶ所の供給事業者が一同に届出をしてしまうと、同じ用具が複数個届出されてしまうことになります。 数万個にもものぼる可能性がある膨大なデータの名寄せすることは事実上困難であることをご理解ください。こうした背景を踏まえ、今回、メーカー・輸入事業者にご協力いただくこととしたところです。 厚労省発出の文書にも記載のとおり、メーカー等にはご理解とご協力を賜りますよう、丁寧に要請してください。	厚労省の文書 テクノの文書	
20	○	○	その他	コードの記載は、いつから義務化されるのでしょうか？	今回同封しております、（25日付発出）厚労省発出の文書では、「平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、T A I Sコード又は福祉用具届出コードの記載がない介護給付費の請求については、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻することを予定しています」と記載されています。	厚労省の文書	
21	○		その他	今回送付された資料や実施内容等については、貸与事業者等にも周知されているのでしょうか？	（25日付）厚労省発出の文書を通じて、各都道府県から各市町村・保険者、更には管内の貸与事業者等へ周知されていることと思われます。 また、協会HPにも関係資料を掲載するとともに周知に努めているところです。 更に日本福祉用具供給協会や国保中央会等からも全国の貸与事業者等へ周知されているところです。		
22	○	○	その他	標準偏差とは、どういったものなのでしょうか？	全国介護保険担当課長会議資料（平成29年7月3日）にて解説されています。		
23	○	○	その他	届出することにメーカーや貸与事業者に何のメリットがあるのでしょうか？	（25日付）厚労省発出の文書にもありますように、この届出システムは貸与価格の見える化（平均価格・上限価格の公表）を推進するためのものです。 「平成29年10月の貸与分（11月の介護給付費請求分）から、介護給付費明細書にT A I Sコード又は福祉用具届出コードのいずれかを記載いただくことが必要となること」を踏まえての措置であることを何卒ご理解いただき、ご協力ください。	厚労省の文書	

注) 掲載している内容は、発行日現時点のものです。今後、変更する場合があります。ご通知ください。